

# 消防用設備等点検済表示制度とは

点検実施者の責任の明確化、防火対象物の利用者などの安全の確保のために

消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものについて、点検済である旨を表示し、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを表示するものです。

## ●推進の方法

防火対象物の関係者、点検実施者、点検済票(ラベル)交付団体などが「消防用設備等の維持管理の適正化を図るために」一致協力して推進します。

## ●点検済票(ラベル)の交付

点検済票(ラベル)は、点検を適正に行うことができる一定の要件を満たした点検業者に、各都道府県消防設備協会等が交付します。

## ●点検報告などの事務の簡素化

消防設備等に点検済票(ラベル)が貼られている防火対象物は、消防長又は消防署長が適当と認めた場合、点検報告、立入検査等の確認など事務の一部が簡素化されます。

### 点検済票の利用

#### ☆「適正な点検の証」大きな安心感

- 点検の実施者の責任が明確になります。
- 点検の内容及び、維持管理の徹底が図れます。
- 故障・誤報の時、点検業者と容易に連絡がとれます。
- 安全のシンボルマークとして、建物の利用者に安心感を与えます。
- 点検報告など事務の一部の簡素化につながります。

### 表示登録会員

#### ☆任せて安心

- 国家資格を所持しています。(消防設備士・消防設備点検資格者等)
- 点検に必要な機器、工具を完備しています。
- 損害賠償責任保険に加入しています。

## ●点検済票(ラベル)とは

「点検済票(ラベル)」は、消防用設備等(消火器、消火設備、警報設備、避難設備等)の点検を実施したとき、その点検が有資格者により適正に実施されていることが、一目見て判断できるようにするためのものです。

〈消火器用〉



〈その他の消防設備用〉



# 消防用設備等点検済表示制度「登録会員」

令和2年9月1日現在

消防区域	登録番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
大 津	25-1-005	北山防災株式会社滋賀支店	520-0801	大津市におの浜4丁目1-25	077-527-2379	077-527-2379
	25-1-007	有限会社ヤマトメンテナンス	520-0026	大津市桜野町二丁目18番1号	077-525-4003	077-525-9915
	25-1-015	株式会社杉江防災	520-0525	大津市小野164番地1	077-594-3004	077-594-3069
	25-1-019	滋賀殖産株式会社	520-8558	大津市園山1-1-1	077-533-8294	077-533-1891
	25-1-031	ビル管財株式会社	520-0802	大津市馬場一丁目16番2号	077-525-6651	077-521-0509
	25-1-032	有限会社嶋村商店	520-0043	大津市中央一丁目7-30	077-522-4330	077-522-0824
	25-1-044	ミナミ防災株式会社	520-0862	大津市平津一丁目19-16	077-574-7118	077-574-7116
	25-1-048	ニッタン株式会社大津支店	520-0006	大津市滋賀里一丁目9番3号	077-523-3249	077-523-3270
	25-1-050	興武電設株式会社	520-0862	大津市平津一丁目14番15号	077-534-6683	077-534-6643
	25-1-055	東レエンジニアリング西日本株式会社	520-0832	大津市粟津町1番24号	077-534-0956	077-534-4693
	25-1-068	水田電工株式会社	520-0844	大津市国分1丁目23番33号	077-537-2801	077-537-2813
	25-1-070	ライフ株式会社	520-0801	大津市におの浜3丁目4番40-102号	077-548-7788	077-548-7755
	25-1-073	ライフ・テック株式会社	520-0026	大津市桜野町2丁目4番7-210号	077-548-7690	077-548-7691
	25-1-075	株式会社 ToJiBoU	520-0357	大津市山百合の丘6番21号	090-7876-2604	077-576-3600
	25-1-078	株式会社関西シーケンス管理	520-0106	大津市唐崎2丁目14番18号	077-577-1404	077-577-1409
	25-1-079	有限会社荒木テクニカル	520-0105	大津市下阪本六丁目42番21号	077-579-1698	077-579-2157
52-1-080	FABパートナーズ合同会社	520-0242	大津市本堅田4丁目20番4号 西田ビル2階	077-535-6004	077-535-6005	
湖 南	25-1-001	日本防火産業株式会社滋賀営業所	520-3023	栗東市坊袋217番地1	077-553-0119	077-553-0118
	25-1-006	有限会社しがエレテック	520-2331	野洲市小篠原386-6	077-586-1162	077-586-7762
	25-1-017	滋賀消防設備株式会社	524-0052	守山市大門町21-2 第2宇野ビル1階	077-583-2212	077-582-1200
	25-1-018	株式会社シガ MEC	520-3045	栗東市高野265番地4	077-552-5332	077-552-5404
	25-1-027	関西ホーチキエンジニアリング 株式会社滋賀営業所	525-0034	草津市草津三丁目13-75	077-565-1200	077-565-1088
	25-1-028	電気管理滋賀 消防部会	524-0054	守山市大林町382-88	077-583-4129	077-583-2990
	25-1-029	株式会社メンテナンスセンター	520-3014	栗東市川辺513-1	077-553-2380	077-553-9989
	25-1-038	有限会社近江安全産業社	524-0013	守山市下之郷一丁目13番6号	077-583-5220	077-583-5245
	25-1-041	株式会社アヤハ環境開発	525-0025	草津市西渋川一丁目17番49号	077-562-3811	077-562-1926
	25-1-054	エフピーエス株式会社	520-2342	野洲市野洲1745番地	077-518-0605	077-586-3442
	25-1-061	オキシー株式会社	525-0032	草津市大路1丁目1-1エルティ932 5F	077-561-8948	077-561-8949
	25-1-063	キノンビクス株式会社	520-3045	栗東市高野577番地1	077-552-1144	077-552-1179

消防区域	登録番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
湖南	25-1-066	株式会社光ビルサービス	525-0066	草津市矢橋町593番地の1	077-562-1233	077-562-3607
	25-1-071	株式会社スギテック	520-2351	野洲市富波甲1092-5	077-532-4648	077-575-4170
甲賀	25-1-026	湖南消火器サービス	528-0031	甲賀市水口町本町二丁目5番38号	0748-63-0392	0748-62-0706
	25-1-030	株式会社谷口商会	520-3254	湖南市岩根中央3丁目5番地2	0748-72-1286	0748-72-2770
	25-1-034	株式会社大森商会	528-0211	甲賀市土山町北土山536	0748-66-1166	0748-66-0450
	25-1-069	有限会社システム防災ミヤジ	528-0066	甲賀市水口町八田308番地	0748-62-5654	0748-62-6892
	25-1-072	株式会社甲賀防災システム	528-3333	甲賀市甲南町希望ヶ丘二丁目8-12	0748-60-4298	0748-64-4782
	25-1-074	株式会社近畿理研	528-0211	甲賀市土山町北土山1662	0748-66-1143	0748-66-1457
東近江	25-1-004	サイテック株式会社	527-0034	東近江市沖野一丁目1番37号	0748-23-2364	0748-24-0613
	25-1-010	株式会社斉藤ポンプ工業	527-0034	東近江市沖野一丁目1番37号	0748-23-2363	0748-24-0613
	25-1-016	株式会社田辺消防システム	521-1235	東近江市伊庭町252-69	0748-42-4567	0748-42-7228
	25-1-023	西川消防設備	529-1604	蒲生郡日野町村井870-11	0748-53-2215	0748-53-2235
	25-1-024	有限会社総合防災ニシザワ	527-0125	東近江市小田苅町1767番地8	0749-45-1937	0749-45-2613
	25-1-051	株式会社不知火電機	523-0894	近江八幡市中村町2番地3	0748-36-0377	0748-36-0644
	25-1-053	福井電気工業株式会社	523-0806	近江八幡市北之庄町919番地3	0748-32-2640	0748-32-7103
彦根	25-1-002	株式会社オバタ防災設備	522-0009	彦根市外町47-17	0749-23-8847	0749-26-3688
	25-1-013	奥山防災株式会社	522-0041	彦根市平田町185番地	0749-22-6414	0749-24-6082
	25-1-014	株式会社奥山ポンプ商会	522-0041	彦根市平田町坪井185番地	0749-22-6414	0749-24-6082
	25-1-021	有限会社西川防災設備	522-0047	彦根市日夏町1776-163	0749-25-3228	0749-25-4628
	25-1-037	株式会社ナショナルメンテナンス	522-0236	彦根市犬方町790番地	0749-28-7300	0749-28-7310
	25-1-042	有限会社共和機電	522-0054	彦根市西今町1051番地22	0749-23-4156	0749-26-2236
	25-1-052	有限会社北村防災	522-0025	彦根市野田山町921番地の17	0749-23-7282	0749-24-9020
	25-1-067	中日本施設管理株式会社 彦根事業所	522-0023	彦根市原町714-1中日本高速道路 (株)彦根保全サービスセンター内	0749-24-4757	0749-24-4757
25-1-077	株式会社京津商会	522-0024	彦根市正法寺町235-1	0749-23-5087	0749-23-5088	
湖北	25-1-025	高田防災有限会社	526-0032	長浜市南高田町123	0749-62-7835	0749-62-7835
	25-1-057	株式会社横井機販	526-0015	長浜市神照町744	0749-63-7732	0749-63-7888
北	25-1-076	エスジーエスエンジニアリング 株式会社	529-0241	長浜市高月町高月1786番地	0749-85-3020	0749-85-8721
高島	25-1-011	株式会社清水電機	520-1512	高島市新旭町太田1481	0740-25-3440	0740-25-4768
	25-1-035	石井電気システム有限会社	520-1217	高島市安曇川町田中43番地7	0740-32-0164	0740-32-2856
島	25-1-064	有限会社エーエスエヌエイチ	520-1531	高島市新旭町饗庭1657番地1	0740-25-6954	0740-25-6955

点検を実施できる消防用設備等については直接会員へお問い合わせください。

# 点検から報告まで

## 点検の種類と期間

### ■消防用設備等（平成16年消防庁告示第9号）

#### ●機器点検（6月ごと）

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

#### ●総合点検（1年ごと）

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認することです。

### ■特殊消防用設備等（設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと）

- 設備等設置維持計画に定める点検の基準に従い確認することです。

## 整備

### 不良箇所

### 整備

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備（軽微な整備は除く。）は、消防設備士でなければできません（消防法施行令第36条の2）。

## 点検済票（ラベル）の貼付

- 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票（ラベル）を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- 点検済票（ラベル）は、各都道府県消防設備協会に登録した点検実施者に交付されます。



## 点検結果報告書の作成

- 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。

- 報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています（昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号）。

## 報告の期間

### ■消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第3項）

- 特定防火対象物 = 1年に1回  
(百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)

- 非特定防火対象物 = 3年に1回  
(工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

### ■特殊消防用設備等（消防法施行規則第31条の6第2項）

- 設備等設置維持計画に定める期間ごと

## 報告先

- 防火対象物関係者が、消防長又は消防署長（消防本部のない市町村は市町村長）へ直接又は郵送（消防長又は消防署長が適当と認める場合）により報告

